

松仙園利用調整地区 利用適正化計画案の検討（主要検討箇所）

3. 利用調整地区の指定に関する事項

(1) 利用調整地区の名称

利用調整地区の名称は、「松仙園利用調整地区」とします。

(2) 利用調整地区の区域

北海道上川郡上川町及び上川郡東川町内

道有林 28 林班 01 林小班の一部

道有林 29 林班 02 林小班の一部、04,05,53,55 林小班

道有林 118 林班 02,03,96 林小班

松仙園線登山道とこれらと一体になる周辺の森林、湿原、池塘を含む範囲として別図の区域を指定します。

区域の詳細について道有林と調整を行います。

(3) 利用調整地区の期間

① 利用調整を行う期間

利用の調整を行う期間は6月10日から10月20日（検討中）までとします。

松仙園地区へのアクセス道である道道愛山溪上川線は例年5月上旬から10月中旬まで供用されますが、5月上旬～6月上旬は残雪期であり春スキーが行われており、登山道も湿原も雪に覆われていることから利用調整を行う期間は設定しません。

利用の調整を行う期間は、モニタリングの状況を踏まえて、3年ごとに見直しを検討することとします。

期間の設定意図

6月10日…春スキーシーズン終了後、利用調整を開始する。

10月20日…道道愛山溪線の冬季閉鎖とともに利用調整を終了する。

② 利用調整を行う期間の区分

季節毎の登山道の状況に応じ利用調整を行う期間を「融雪期」（6 月 10 日から 7 月 9 日まで）、「無雪期」（7 月 10 日から 9 月 30 日まで）、「降雪期」（10 月 1 日から 10 月 20 日まで）の 3 つに区分（検討中）し、湿原や登山道への影響の程度が大きい「融雪期」及び「降雪期」の期間においては自然環境の保護上、必要に応じて立入りを制限することとします。調査研究などは、別途自然公園法第 23 条第 3 項第 7 項に規定する許可による立入手続きを行います。

①の期間の見直しや湿原や登山道への影響の程度の状況を踏まえて、3 年ごとに見直しを検討することとします。

期間区分の設定意図

- 「融雪期」・・・ 登山道上に残雪があり、路外に誤って出てしまう可能性がある時期、登山道に融雪水が流れる時期については踏み荒らしによる登山道の侵食や湿原植生の荒廃が進むおそれがあるため、強く制限する。
- 「無雪期」・・・ 登山道上の融雪水がなくなり、踏圧による影響が少なくなる時期には、利用調整による利用を行う。
- 「降雪期」・・・ 降雪により、登山道や木道が埋もれ、路外に誤って出てしまう可能性がある時期について踏み荒らしによる登山道の侵食や湿原植生の荒廃が進むおそれがあるため、強く制限する。

4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

(1) 指標の設定

① 自然環境の状態

松仙園地区では、三の沼、四の沼の湿原域において過去の登山利用による踏圧を受け、一部無植生の箇所が見られ、ミタケスゲなどの代償植生に置き換わっている範囲が見られます。また、松仙園入口から松仙園までの区間に流水による登山道の侵食が顕著な箇所が確認されています。

モニタリングに当たっては、登山利用や木道設置などの影響による自然環境の状態の変化を評価するため、植生の変化、登山道侵食量の変化を指標として設定します。なお、利用の調整や利用ルールの設定が、融雪期、積雪期における影響を回避するために行われるものであることから、消雪状況の変化、初降雪日の変化を指標として設定します。

② 利用のあり方

夏山利用においては、平成18年9月から登山道が閉鎖され、現在、登山利用はありません。一方で山岳関係者からの再開要望は多く、潜在的な期待度が高い利用ルートと思われます。利用の再開や新たな利用方法に対する評価を得る努力が必要です。

なお、登山口となる愛山溪温泉には駐車場が約100台分整備されていますが、松仙園地区の新たな利用により混雑の発生状況が変化することも予想されます。

また、新しい制度の導入であることから、利用の調整や利用ルールが利用者に十分に理解され、案内や手続きが円滑に行われているかを把握し、必要に応じて案内や手続きの方法、立入りの方法を改善していく必要があります。

モニタリングに当たっては、利用の調整を行う期間の利用調整地区の利用者数、隣接する登山道の利用者数、愛山溪温泉駐車台数、利用者の再訪率の変化を指標として設定します。

赤字は、第1回協議会后事務局へ頂いた意見

5. 立入認定の手続きに関する事項

(1) 認定基準

利用調整地区への立入認定基準は、自然公園法及び同施行規則による規定によるほか、以下のとおりとします。

- ・踏圧など登山利用による湿原や登山道への影響の程度が大きい「融雪期」及び「降雪期」の期間においては自然環境の保護上、必要に応じて立入りを制限することとする。
- ・1日あたりの利用者数の上限は200人（検討中）までとする。
- ・利用ルートは原則として、松仙園登山口から松仙園、四の沼、八島分岐への一方通行とする。
- ・認定は、原則として立ち入る者毎に申請を行い、子供連れの場合には代表者立入認定を受けることができることとする。代表者立入認定においては、代表者を含め1グループ15人までとする。

認定基準の設定意図

「200人」・・・愛山溪温泉の駐車場が100台強であり、これ以上の場合には駐車場の混雑が進む。愛山溪登山口の日最大入山者数 H26・139人/日、H27・162人/日を参考に設定した。

意見：人数はモニタリングに応じて見直せるようにしておくのがよい。

「一方通行」・・・松仙園登山口～八島分岐までを上りのみとして、踏圧によるインパクトを少なくし、登山道の侵食への影響を少なくする。また、すれ違いをなくし木道整備の規模を最小化する。

意見：松仙園登山口～松仙園の往復ルートが取れるとハイキングコースとして活用できる。

「立ち入る者毎の申請」・・・立ち入る者一人一人がルールを理解し守ることを促す。

「子供連れの場合」・・・子ども同伴の立入りの場合、親や教員等保護者が代表して責任者となり、認定手続きができる方法として加える。

「代表者を含め1グループ15人」・・・学校遠足等を想定し、1名の教員による引率を14名までとしています。

赤字は、第1回協議会后事務局へ頂いた意見

(4) 注意事項（利用ガイドライン）

利用者が、松仙園利用調整地区の利用に際して遵守しなければならない注意事項は、以下のとおりとします。

- ・立入りの認定に係る申請書に記載する遵守事項を精読すること。
- ・利用調整地区内に外部から動植物を非意図的に持ち込むことがないように、衣服、靴などに付着した種子及び土壌の除去に努めること。
- ・網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具を持ち込まないこと。
- ・ヒグマとの突発的な遭遇を避けるため、クマ鈴又は笛を携行すること。ただし、常に一緒に行動する者が携行している場合は、この限りでない。
- ・湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- ・歩道の管理又は利用者の安全の確保その他の理由により立入りが制限された歩道を通行しないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- ・北海道地方環境事務所長が定める順路を順守すること。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。
- ・環境省職員や環境省から派遣された登山道パトロールその他関係する職員の指示に従うこと。
- ・代表者立入認定を受けた代表者は、立入り前に同行者に対し利用ガイドラインの周知伝達を行うこと。
- ・環境省職員や環境省から派遣された登山道パトロールから立入認定証の提示を求められた場合には求めに応じ提示すること。
- ・ぬかるみ等を避け登山道外を歩くことがないように、立入りに際しては登山に適した登山靴又は長靴を使用すること。

赤字は、第1回協議会での意見及び協議会后事務局へ頂いた意見